

史跡御所野遺跡保存活用計画策定支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

史跡御所野遺跡保存活用計画策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

3 業務の目的

本業務は、平成24年度に策定した『史跡御所野遺跡保存管理計画書』を改定し、将来にわたって史跡御所野遺跡を適正に保存管理し後世に伝え、さらに活用していくための基準や方針を定めるため、『御所野遺跡保存活用計画』を策定する。計画策定にあたっては、史跡の本質的価値とその構成要素を明確化し、史跡の適切な保存と活用の方法を明示する。

4 適用

本業務は、本仕様書によるほか、次を参考に実施し、文化庁が示す指針等に沿った計画とすること。

- (1) 『史跡等整備の手引き』平成17年6月文化庁文化財部記念物課監修
- (2) 『記念物・文化的景観マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観の保存活用に関する調査報告書』平成27年3月文化庁文化財部記念物課
- (3) 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用計画の作成等に関する指針」最終変更令和5年3月文化庁
- (4) 『岩手県文化財保存活用大綱』令和3年3月岩手県教育委員会
- (5) 『御所野遺跡I』平成5年2月一戸町教育委員会
- (6) 『御所野遺跡II』平成16年3月一戸町教育委員会
- (7) 『御所野遺跡III』平成18年3月一戸町教育委員会
- (8) 『御所野遺跡IV』平成25年3月一戸町教育委員会
- (9) 『御所野遺跡V—総括報告書—』平成27年12月一戸町教育委員会
- (10) 『御所野遺跡整備基本構想』平成7年2月一戸町教育委員会
- (11) 『史跡御所野遺跡整備基本計画』平成8年3月一戸町教育委員会
- (12) 『御所野遺跡環境整備事業報告書I』平成16年3月一戸町教育委員会
- (13) 『御所野遺跡環境整備事業報告書II』平成19年3月一戸町教育委員会
- (14) 『御所野遺跡植生復元整備計画書—縄文里山づくり事業—』平成22年3月一戸町教育委員会
- (15) 『史跡御所野遺跡保存管理計画』平成25年3月一戸町教育委員会
- (16) 『御所野遺跡環境整備事業報告書III—総括報告書—』平成29年3月一戸町教育委員会

5 業務の内容

(1) 対象区域

業務内容の対象区域は御所野遺跡史跡指定範囲及び関連（周辺）区域とする。

(2) 業務内容

ア 現状把握

既往の調査結果や『史跡御所野遺跡保存管理計画』等の参考資料をもとに、御所野遺跡の価値及び特徴を把握する。また、発注者が提供する資料に基づき、これまでの各種調査成果、遺構の分布状況、経緯及び現地状況等を整理する。

なお、対象区域に関する関係法令や上位計画等を必要に応じて参照し、逸脱しないよう留意すること。

イ 保存活用計画の作成

発注者が提供する資料に基づき、図版や表等、合計43点を作成する。そのほか、必要と考えられる図版や表等を作成する。

また、発注者が提供する原稿、資料に基づいて編集を行う。本業務の遂行上、文章の整理や加筆が必要な項目は受託者が案を作成し、協議の上、適宜行うものとする。

6 成果品

原稿・原図等一式

本業務で作成した資料、史跡御所野遺跡保存活用計画書の原稿・原図のデータ等を納入する。なお、データ形式については別途指示する。

7 納品場所

一戸町教育委員会 世界遺産課

8 その他

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的・効率的に行うために必要と思われる業務については、発注者の承諾を得た上で業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (2) 本業務に関する一切の費用は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議の上、定めるものとする。